

太井第19号・第31号・第33号・第35号生産緑地の概要
及び買取り申出に伴う経過について

1. 買取り申出のあった生産緑地地区について

- (1) 生産緑地地区名
- 太井第19号生産緑地地区[1,685 m²]の一部
 行田市門井町一丁目 23-1 (49 m²)
 行田市門井町一丁目 23-2 (297 m²)
 行田市門井町一丁目 23-17 (84 m²)
 行田市門井町一丁目 23-18 (225 m²)
- 太井第31号生産緑地地区[1,841 m²]の一部
 行田市押上町 10-3 (138 m²)
 行田市押上町 10-4 (422 m²) 分筆
 {行田市押上町 10-4 (388 m²)、
 行田市押上町 10-22 (33 m²)}
 行田市押上町 10-14 (449 m²)
- 太井第33号生産緑地地区[916 m²]の全部
 行田市門井町二丁目 10-14 (916 m²)
- 太井第35号生産緑地地区[561 m²]の全部
 行田市門井町二丁目 3-16 (306 m²)
 行田市門井町二丁目 11-1 (255 m²)

(2) 地	目	登記地目及び現況	登記地目	現況
		門井町一丁目 23-1 (49 m ²)	畑	畑
		門井町一丁目 23-2 (297 m ²)	畑	畑
		門井町一丁目 23-17 (84 m ²)	畑	畑
		門井町一丁目 23-18 (225 m ²)	畑	畑
		押上町 10-3 (138 m ²)	畑	畑
		押上町 10-4 (388 m ²)	畑	畑
		押上町 10-22 (33 m ²)	畑	畑
		押上町 10-14 (449 m ²)	畑	畑
		門井町二丁目 10-14 (916 m ²)	田	田
		門井町二丁目 3-16 (306 m ²)	田	田
		門井町二丁目 11-1 (255 m ²)	田	田

- (3) 買取申出の理由
- 主たる従事者であり土地所有者でもあった当事者は農業に従事することを不可能にさせる故障(脊柱管狭窄症)を有しているため。

- (4) 買取り申し出日
- 平成28年1月4日

- (5) 買取り希望価格
- 370,000,000円

2. 買取り申出に係る事務手続きの経過について

- | | | | |
|-----------------|-------|-----|-----------------|
| (1) 買取り申出日 | 平成28年 | 1月 | 4日 |
| (2) 市内部の買取りの合議 | 平成28年 | 1月 | 12日 |
| (3) 市内部の買取り希望なし | 平成28年 | 2月 | 1日 |
| (4) 買取り申出に伴う通知 | 平成28年 | 2月 | 1日 (買い取れない旨の通知) |
| (5) 農業希望者への斡旋 | 平成28年 | 2月 | 1日 (農業委員会への依頼) |
| (6) 農業希望者なし | 平成28年 | 4月 | 3日 |
| (7) 行為制限の解除通知 | 平成28年 | 4月 | 4日 |
| (8) 変更協議 | 平成28年 | 4月 | 21日 |
| (9) 案の告示 | 平成28年 | 9月 | 26日 |
| (10) 案の縦覧 | 平成28年 | 9月 | 27日から |
| | 平成28年 | 10月 | 11日まで |